

## 京都府地域公共交通人手不足等対策事業補助金実施要領

知事は、物価高騰、人材不足等様々な影響を受けている地域公共交通事業者等が事業継続を図るため、生産性向上、人材確保、労働環境改善、従業員の住宅確保等に要する費用に対し、旅客自動車運送事業における人材確保支援事業費補助金交付要綱（令和8年3月3日国自旅第183号。以下「国要綱」という。）、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### （補助対象事業等）

第1条 補助の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の交付額及び補助対象事業の実施期間（以下「補助対象期間」という。）は、別表に定めるとおりとする。

### （補助金交付申請）

第2条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに別記様式第1号による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の算出基礎資料
- (2) 補助対象経費に係る見積書
- (3) 当該補助対象経費を対象として国、地方公共団体等が交付決定した補助金（以下「国庫補助金等」という。）を活用している場合は、当該補助金の交付決定通知等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、交付を受けようとする補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### （補助対象事業の内容等の変更）

第3条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容等に変更が生じたときは、軽微な変更を除き、あらかじめ別記様式第2号による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### （事業の中止又は廃止）

第4条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による補助対象事業中止（廃止）承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### （実績報告）

第5条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記様式第4号によるものとし、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業の内容がわかる写真、資料
- (2) 請求書及び領収書の写し等支出の根拠となる証拠書類

- (3) 国庫補助金等を活用している場合は、当該補助金の実績報告書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の経理等)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

- 2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後10年間保存しておくものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記様式第5号による報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付の取消及び返還)

第8条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助対象経費について、当該補助金と国庫補助金等を重複して受けたとき
- (2) 本要領の規定に違反したとき
- (3) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき
- (4) 補助金交付申請書等に虚偽の記載をしたとき

(財産の処分の制限)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した後も当該事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別記様式第6号による取得財産管理台帳を備え、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 3 補助対象事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第7号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認を受けた補助対象事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度補助金から適用する。ただし、別表中1及び4の項については、令和7年12月16日から実施した事業について適用する。

別表（第1条関係）

事業名称	補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助金の交付額	補助対象期間
1 道路旅客 運送業人材確 保対策事業	<p>(1) 国要綱別表 中の「旅客自 動車運送事 業における 人材確保支 援事業費等」 に該当する 事業。ただ し、公共ライ ドシェア事 業等の運営 主体以外の 者が申請す る場合にあ っては、国要 綱第4条に 基づき、別紙 第1号様式 により交付 申請を行っ た事業に限 る。</p> <p>(2) 整備士資格 取得支援事業 その他地域公 共交通の人 材確保に資 すると認め られる事業。</p>	<p>(1) 京都府内を 運行（委託に よるものを 含む。）する 乗合バス事 業者（道路 運送法（昭 和26年法 律第183号 。以下「法 」という。） 第3条第1 号イに規定 する一般乗 合旅客自動 車運送事業 （市町村が 運営主体と なっている 事業並びに 地方公営企 業法第2条 第1項第4 号に規定す る自動車運 送事業（以 下「公営企 業事業」と いう。）を除 く。以下「 乗合バス事 業」という。 ）を經營す るものをい う。）</p> <p>(2) 京都府内 に営業所又 は事業所を 有する貸切 バス事業者 （法第3条 第1号ロに 規定する一 般貸切旅客 自動車運送 事業（以下 「貸切バス 事業」とい う。）を經營 するものを いう。）</p> <p>(3) 京都府内 に営業所又 は事業所を 有するタク シー事業者 （法第3条 第1号ハに 規定する一 般乗用旅客 自動車運送 事業（以下 「タク</p>	<p>補助対象事 業の実施に 要する経費 ただし、次に 掲げる経費 （知事が必 要と認める 経費を除く ）は対象外 とする。</p> <p>(1) 人件費 (2) 個人給 付的な経費 (3) (1) ま たは(2)に 掲げるもの のほか、補 助対象経費 として不適 当と知事が 認める経費</p>	<p>補助対象経 費の2分の 1に相当す る額または 補助対象経 費の額から 国庫補助金 等の額を控 除した額の いずれか少 ない額以内 の額</p>	<p>令和7年12 月16日から 令和9年2 月28日ま で</p>

		<p>シー事業」という。)を経営するものをいう。)</p> <p>(4) 一般社団法人京都府バス協会及び一般社団法人京都府タクシー協会</p> <p>(5) 京都府内を運行区域とする公共ライドシェア事業等の運営主体</p>			
2 地域公共交通省エネ・生産性向上推進事業	<p>運行に係る事業の継続を図るために行う省エネルギー化又は生産性向上に資する事業であって次に掲げるもの。</p> <p>ただし、京都府内の複数市町村（平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。以下同じ。）にまたがる生活路線を運行する中小民鉄（以下単に「中小民鉄」という。）にあっては、(1)に掲げる事業を除く。</p> <p>(1)燃費や安全性を高めた車両及び低燃費タイヤ等の導入（ただし、車両については、補助対象事業者が燃費性能を考慮して導入した車両（自動車メーカーが低燃費性能を有するとして選定した車両に限る。）、低</p>	<p>京都府内の複数市町村にまたがる路線を運行する乗合バス事業者、京都府内を運行する公共ライドシェア事業等の運営主体及び中小民鉄</p>	<p>補助対象事業の実施に要する経費（補助対象事業の欄(1)の事業については、1の車両につき1,500万円を上限とする。）とする。</p> <p>ただし、次に掲げる経費（知事が必要と認める経費を除く）は対象外とする。</p> <p>(1)人件費  (2)個人給付的な経費  (3)(1)または(2)に掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と知事が認める経費</p>		<p>令和8年4月1日から令和9年2月28日まで（施行日を記入）</p>

	<p>燃費タイヤについては、各タイヤメーカーにより「低燃費性能」または「ロングライフ性能」を有するとして選定されたタイヤに限る。）</p> <p>(2) 運行、乗務員等の管理等に関わるデジタル・システム化の導入</p> <p>(3) 営業所等における省エネルギー化・生産性向上に資する機器・設備導入</p> <p>(4) (1) から(3)の事業のほか、知事が必要と認める事業</p>				
<p>3 労働環境整備・改善推進事業</p>	<p>運行に係る事業の継続を図るために行う、快適な職場環境の形成等労働環境改善に資する事業であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 快適な職場環境を形成するために必要な施設整備、備品購入等の事業</p> <p>(2) 長時間労働の削減、有給休暇の取得の促進その他の多様な働き方の推進に必要な事業</p> <p>(3) (1) または(2)の事業のほか、知事が必要と認める事業</p>		<p>補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費（知事が必要と認める経費を除く）は対象外とする。</p> <p>(1) 人件費</p> <p>(2) 個人給付的な経費</p> <p>(3) (1) または(2)に掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と知事が認める経費</p>		

4 住宅確保 対策事業	運行に係る事業の継続を図るために行う、従業員住宅又は夜勤対応用宿舎等の確保に資する事業であって次に掲げるもの (1)住宅の確保に必要な整備、備品の購入等の事業 (2)夜勤対応用宿舎等の確保に必要な整備、備品の購入等の事業 (3)(1)または(2)の事業のほか、知事が必要と認める事業			補助対象経費の額の2分の1に相当する額又は補助対象経費の額から国庫補助金等の額を控除した額のいずれか少ない額以内の額とする。ただし、1戸につき100万円を上限とする。	令和7年12月16日から令和9年2月28日まで
----------------	--	--	--	---	-------------------------

備考1 補助金の額に千円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

- 2 この表において「公共ライドシェア事業等」とは、法第4条の規定により許可を受けた旅客運送事業、同法第78条第2号の規定によるもののうち道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号の規定によるもの及び道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）による改正前の道路運送法第80条の規定により運行されている旅客運送事業のうち、乗合バス事業、貸切バス事業、タクシー事業並びに公営企業事業を除いた事業をいう。